

屋外広告物管理者の資格と許可期間

屋外広告物管理者の資格と要件		管理できる屋外広告物等	許可期間(※2)
資格名称等	要件		
屋外広告士	-	条例に適合する広告物等	3年以内
一級広告美術(仕上げ)技能士			
一級・二級建築士			
ネオン工事に係る特殊電気工事資格者			
第一種・第二種・第三種電気主任技術者免状の取得者			
建設業法による技術検定に合格した方(土木施工管理・建築施工管理・電気工事施工管理)			
技術士法による技術士(電気電子部門・建設部門)	屋外広告物講習会(※1)の修了	条例に適合する広告物等で、 高さが4m以下 のもの	1年以内
屋外広告物講習会(※1)の修了者	-		
広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定(一級を除く。)に合格し、又は職業訓練を修了した方	-		

※1 屋外広告物講習会は、都道府県、指定都市又は中核市で開催するもの

※2 許可期間は、建築物等に又は独立して地上に、表示又は設置する広告物等の場合